

インバウンド誘客に向けた調査・分析事業業務委託 標準仕様

1 事業名

インバウンド誘客に向けた調査・分析事業

2 事業目的

2024年、訪日外国人は前年比47.1%増の3,687万人と過去最多を更新し、2025年は3月までの累計だけで1,054万人に到達しており、政府目標「2030年6,000万人」へ向けて成長が加速している。

とりわけ、その需要は都市部集中から地方・体験型へシフトしつつあり、観光庁も地方誘客を重点施策に掲げている中、熊本県ではTSMCの県内への進出と国際線週33便体制を追い風に、外国人延べ宿泊者が2024年に約144万人と過去最高を記録し、内訳として国・地域別で韓国と台湾が過半数を占め、消費額も伸長している。

一方で、宿泊実績は熊本市と阿蘇地域に偏重し、水俣・芦北地域のシェアは0.2%にとどまるなど、地域別で実績に差が生じている状況である。当管内は海・山・里がコンパクトに点在し、湯の児・湯の鶴温泉をはじめとした良質な温泉や、漁業体験や柑橘農園などの「体験型観光地」やフットパスコース、サイクリングルートなど国際的にみても魅力ある観光資源を備えるが、インバウンド誘客に関する受入環境整備と情報発信がほぼ未着手であることから、県内におけるインバウンド市場拡大の波を十分生かしきれていない状況である。

そこで、まずは芦北管内のインバウンド戦略の方向性を探るため、管内事業者等の動向と地域のポテンシャルを調査・分析することが急務であることから、芦北地域におけるインバウンド誘客の可能性と課題を把握し、次年度以降の具体的な戦略や事業の検討につなげるための調査を行うものである。

3 委託内容

水俣・芦北地域におけるインバウンド誘客の可能性と課題を把握し、次年度以降の具体的な戦略や事業の検討につなげるための調査を行う。また、本調査事業を通して外国人旅行者受け入れに関する地域内の店舗等における理解と参画意欲を高めるための手法の提案を行う。

(1) 効果的な調査手法の提案と実査、分析

アンケート・ヒアリング・現地視察などの手法を組み合わせ、インバウンド観光戦略立案に必要な基礎情報を整理するための効果的な調査手法を提案し、実査・分析を行う。

(2) 具体的施策の提案

調査後、当地域において実施できそうな事業提案や他県における過去の成功事例を挙げてもらい、今後につながる事業を検討する。

4 成果品及び納期等

受託者は、事業の結果を取りまとめた業務完了報告書を作成し、提出後検査を受けること。

提出物 業務完了報告書 電子データ（メール又は USB による）
提出場所 〒869-5461 葦北郡芦北町芦北2670
 熊本県県南広域本部芦北地域振興局総務振興課
提出期限 令和8年（2026年）3月19日（木）

5 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月19日（木）まで

6 その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては、県担当職員との打合せを綿密に行い、円滑な実施に努めるものとする。
- (2) 受託者は本業務の遂行に当たって、関係する法令等を遵守しなければならない。
- (3) 委託者から業務の処理に関し報告を求められた場合、受託者は速やかにその進捗状況を報告すること。
- (4) 本業務中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと。なお、不可抗力など受託者の責任によらないものについてはその限りではない。
- (5) 受託者は、業務の全部または主たる部分を再委託してはならない。
- (6) 業務の一部を再委託するときは、再委託先の概要及び責任者、再委託する内容等について、事前に委託者と書面により協議し、承認を得なければならない。
- (7) 受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報の保護に努め、委託業務の用途以外に使用しないこと。
- (8) 本業務の遂行にあたっては、別記1「電子情報に関する取扱特記事項」及び別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (9) 電子メールを外部に送信する際は、本文や添付ファイルに送るべきではない個人情報が含まれていないか、複数人によるダブルチェック等により入念な確認を行うこと。
また、電子メールを外部に一斉送信する場合には、個人情報漏えい防止のため、メールアドレスを「To」ではなく、「BCC」に設定すること。
- (10) 受託者は、本業務の実施に関する会計処理について、他業務等と明確に区分して行うこと。
- (11) 受託者は、本業務の実施に関する書類や会計帳簿の整備に努め、業務完了後においても5年間保存すること。
- (12) 受託者が本仕様書その他県の指示に従わない場合、あるいは委託内容の履行が困難であると判断される場合、県は委託契約を解除することがある。
- (13) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託事業者が負担する。
- (14) 委託者が提供する画像、イラスト、地図などの素材以外の既存著作物の使用に必要な使用許諾契約等に係る一切の手続きは受託者が行うこと。
- (15) 本事業で制作したデータ等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、協議のうえ決定するものとする。動画データ等の著作権がインフルエンサー側に帰属する

場合においても、2次利用（動画のスクリーンショット、サムネイル画像や切り抜き動画等）が可能な状態にすること。

- (16) その他、本仕様書に定めがない事項、あるいは疑義が生じた事項については、県と受託者の協議によりこれを解決する。